

[判例研究]

株式の併合による少数株主の締出しと 株主総会決議の瑕疵

——札幌地判令和3・6・11金判1624号24頁——

桜 沢 隆 哉

I. 事実の概要

Y社は、Bを創業者として、昭和27年に創業した貸ビル業等を目的とする株式会社（譲渡制限会社、発行済株式総数4万株（令和2年3月6日当時）、取締役会設置会社）である。Bの妻がCであり、長女がD、二女がE、三女がFであり、Dの子がX（Y社株式1500株保有）である。Y社代表者のAは、Eの夫である。

C（平成18年7月4日死去）は、生前、その保有するY社の株式のうち2分の1をEに相続させ、2分の1をAに遺贈する旨の公正証書遺言をしていた。しかし、Cの死後、Dはこれに納得せず、そのためB、E及びFは遺産分割調停を申し立てて解決を図った。また、Dは、平成20年3月から7月にかけて、①過去10年分の株主名簿、②設立から現在までの定款、③過去10年分の株主総会議事録及び④過去5年分の会計帳簿等など、種々の書類の開示を求めた。そして、D及びXは、同年11月17日、Y社に対し、その所有する株式の売渡しを請求する旨の通知をし、同月29日には株価の説明・算出資料の提出を求めた。Y社がこれに対応していたところ、Dは、A・E夫妻が「全く信用出来ない人物」であるとか、「明らかに議事録を捏造した」などと書面をもって非難した。結局、D及びXは、同年12月29日、上記

請求を撤回した。

Dは、平成21年1月29日、Y社に対し、その所有する株式の夫(G)への譲渡承認を請求した。Y社がこれを承認しない旨の通知をしたところ、DはY社に上記株式を1株9万円もの価格で買い取るよう求め、同年4月1日、札幌地方裁判所に対し、株式売買価格の決定を申し立てた。札幌地方裁判所は、平成23年3月22日、Y社が買い取るべきDの株式の売買価格を1株2万0849円と定める旨の決定をした。この間、D及びXは、Y社に対し、会計帳簿類の閲覧請求をするなどした。

B(平成21年10月14日死去)は、生前、その保有するY社の株式のうち2分の1をEに相続させ、2分の1をAに遺贈する旨の公正証書遺言をしていた。しかし、Bの死後、Dはこれに納得せず、平成26年1月7日、札幌地方裁判所に対し、遺留分減殺請求訴訟を提起した。

Y社は非上場会社であり、その定款上、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めが設けられていた。Y社の発行済株式の総数は4万株であり、Xは、4万株のうち1500株を有していた。

Y社は、令和2年2月27日、株主らに対し、同年3月6日に臨時株主総会を開催する旨の招集通知を発出し、同通知において、株式1569株を1株に併合する(本件株式併合)との議案を提示した。また、Y社は、上記招集通知に先立ち、同年2月20日付け「株式の併合に関する事前開示事項」と題する書面を作成し、同書面において、本件株式併合を行う理由として、次のとおり記載した。

「当社は、非上場会社であり、経済情勢が悪化していくことが予測されるなか、意思決定の迅速性を確保することが、今後変化する経営環境にスピーディーに対応していくうえで必要と考えております。このようななか、意思決定の迅速性を確保するために、一定の株式数を保有する株主の方に株主を限定し、株式の管理を簡易にすることを目的として、本株式併合を実施することといたしたいと存じます。」

令和2年3月6日、Y社の臨時株主総会が開催され、X以外の株主全員（委任状出席を含む）が出席した。臨時株主総会においては、議長であるY社代表取締役Aが本件株式併合を必要とする理由を説明した後、その賛否が諮られ、出席株主全員がこれに賛成して承認可決された（会社法180条2項、309条2項4号。以下「本件決議」といい、これによる株式の併合を「本件株式併合」という）。なお、Xは、臨時株主総会に先立って本件株式併合に反対する旨の通知をしておらず、臨時株主総会にも出席しなかった。

Y社は、令和2年3月6日、株主らに対し、会社法181条1項に基づき、本件株式併合についての併合の割合、効力発生日、効力発生日における発行可能株式総数を通知した。Xは、令和2年3月9日、Y社の本店を訪れ、株式併合の算定に関する資料等の閲覧を請求したが、Y社は具体的な説明をせず、資料の公表もしない旨の回答をした。

Xは、令和2年4月14日、主位的に、当該決議の内容が法令に違反すると主張して、会社法830条2項に基づき、当該決議の無効確認を求め、予備的に、特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたと主張して、同法831条1項3号に基づき、当該決議の取消しを求めて、訴えを提起した。

Y社は、令和2年4月20日、札幌地方裁判所に対し、会社法234条2項（同法235条2項による準用）に基づき、本件株式併合により生じる1株未満の端数の売却許可を申し立てた。札幌地方裁判所は、同年6月10日、上記端数の合計1株に相当する株式を1株2832万8874円で任意売却することを許可する旨の決定をした。これを受けてY社は、同法234条4項（同法235条2項による準用）の規定により株式を買い取ることとし、Xに対し、上記決定に基づいて算出した2686万0500円を受領するよう催告したが、その受領を拒絶されたため、同額を供託した。

Ⅱ. 判旨 請求棄却【控訴】

1. 争点 (1)：本件決議の無効事由の有無について

(1) 事前開示手続等の不履行について

「株式の併合をする株式会社は、①併合の割合（会社法180条2項1号）、②株式の併合の効力発生日（同項2号）、③効力発生日における発行可能株式総数（同項4号）、④併合の割合についての相当性に関する事項（会社法施行規則33条の9第1号柱書き）等を記載した事前開示書面を本店に備え置かなければならない（会社法182条の2第1項）。そして、株主は、当該会社に対し、上記書面の閲覧の請求をすることができる（同条2項1号）。」

「本件においてXは、本件決議後の令和2年3月9日、Y社に対して併合の割合についての相当性に関する事項……につき質問し、資料の提出を求めたのに、Y社は具体的な説明をせず、資料の公表もしないと回答してきたのであって、このような回答からすると、Y社にはそもそも事前開示書面を備え置いていないという違法があり（会社法182条の2第1項違反）、また事前開示書面の閲覧請求を拒否したという違法がある（同条2項違反）と主張する。

しかし、そもそもこれらは事前開示書面の備置きや閲覧請求に係る違法にすぎないのであって、本件決議の内容自体の法令違反（同法830条2項）をいうものではない。しかも、このうち閲覧請求を拒否されたとの主張については、本件決議より後の出来事であって、仮にこのような違法があったとしても、本件決議の内容自体が遡って法令に違反するということにはならない。いずれにせよ、Xの主張は、それ自体失当ではないかといわざるを得ない。」
「そして、事案に鑑みて念のために検討しても、Xが令和2年3月9日付けで作成したY社宛ての『閲覧申請書』（〔証拠略〕）には、閲覧を求める資料として『最新の定款』、『〔最新の〕株主名簿（株式所有数の内訳を含む）』、『臨時株主総会の議事録』としか記載されていない（X自身が作成した備忘録〔証

拋略]の記載も同旨)。すなわち、XがY社に対して開示を求めた資料は、会社法182条の2第1項の定める事前開示書面ではなかったものであり、他にXが事前開示書面の閲覧を請求したことを裏付けるに足りる証拠もないのであって、Y社が事前開示書面の閲覧請求を拒否したとのXの主張は、そもそもその前提を欠くものといわざるを得ない。なお、Xは、1569株を1株とした計算根拠を質問したのに、Y社からは具体的な説明がなかったとも主張するが、仮にそのようなやり取りがあったとしても、Xは単に質問したというにすぎず、法の定める事前開示書面の閲覧を請求したというものではない。

しかも、証拠（〔証拠略〕）及び弁論の全趣旨によれば、Y社は、本件決議に先立ち、令和2年2月20日付けの「株式の併合に関する事前開示事項」と題する書面……を本店に据え置いていたことが認められるところ、当該書面には、①併合の割合、②株式の併合の効力発生日、③効力発生日における発行可能株式総数、④併合の割合についての相当性に関する事項等が記載されていたのであって、当該書面は適法な事前開示書面であったものというべきである。そうすると、Y社が事前開示書面を据え置いていなかったとのXの主張も、にわかに採用することができない。」

(2) 端数処理の不設定について

「株式の併合をすることにより株式に1株未満の端数が生じるときは、①株式会社は、その端数の合計数に相当する数の株式を競売し、その競売代金を株主に交付しなければならないが（会社法235条1項）、②競売に代えて、市場価格のある株式については法務省令の定める方法により算定される額をもって、市場価格のない株式については裁判所の許可を得て、これを売却することができ（同条2項、234条2項、3項）、③その場合、会社は売却する株式の全部又は一部を買い取ることができる（同法235条2項、234条4項、5項）。」

「本件においてXは、Y社は上記……の端数処理を行っておらず、株主に金銭を交付する手続を何ら採っていないから、Y社には会社法235条1項、2項、234条2項ないし5項違反の違法があると主張する。

しかし、これらは株式の併合後の端数処理に係る違法にすぎないのであって、本件決議の決議内容自体の法令違反（同法830条2項）をいうものではない。念のために検討しても、株式の併合に係る株主総会決議が適法にされ、併合の効力が発生した以上は、その後に会社が株式の端数処理を怠ったからといって、当該決議の内容自体が遡って法令に違反していたことになるというわけではない。Xの主張は、それ自体失当ではないかといわざるを得ない。

そして、この点を措くとしても、①Y社は、本件決議後の令和2年4月20日、札幌地方裁判所に対し、本件株式併合により生じる1株未満の端数の売却許可を申し立て、②同地裁は同年6月10日にこれを許可する旨の決定をし、③これを受けてY社は、会社法234条4項（同法235条2項による準用）の規定により株式を買い取ることとし、Xに対し、上記決定に基づいて算出した金員を受領するよう催告しているのであって……、Y社は会社法の定める端数処理を適法に行っていたものというべきである。

したがって、端数処理を怠ったことにより本件決議が無効となるとのXの主張は、いずれにせよ採用することができない。」

(3) 株主平等原則違反について

「Xは、本件株式併合によりXのみが株主としての地位を奪われたものであり、その目的はXの排除に尽きるのであって、本件決議はXの排除を目的とした多数決の濫用により行われたものであるから、株主平等原則（会社法109条1項）に違反していると主張する。……株式の併合について、会社法は、株式の併合を必要とする理由を株主総会において説明しなければならないと規定するのみで（同法180条4項）、併合の理由の内容、当否等については条文上何らの制限も設けられていない。そして、株式の併合により、少数株

主の持ち株数が1株に満たなくなり、株主としての地位を失うという結果が生じること自体は、会社法が予定しているものというべきであって、株式の併合が少数株主の締め出しを目的としているからといって、直ちに同法の趣旨に反するということはできない。現に、会社法においては、平成26年法律第90号による改正により、①事前開示手続（会社法182条の2）、②事後開示手続（同法182条の6）、③株主による差止請求の制度（同法182条の3）及び④反対株主による株式買取請求の制度（同法182条の4）が設けられたが、これらの整備は、少数株主の締め出しを目的とした株式の併合であっても直ちに会社法の趣旨に反するわけではないことを前提に、締め出される少数株主の保護を図り、もってその衡平性を担保しようとしたものとも解されるところである。

また、株主平等原則は、株式会社において、株主を『その有する株式の内容及び数に応じて』平等に取り扱わなければならないというものであるところ（同法109条1項）、本件決議による本件株式併合は、全株式について一律に一定の割合で併合の対象とするというものであり、その効果は全株主に生じるものであって、まさに『その有する株式の内容及び数に応じて』平等に取り扱うものにほかならない。

そして、Xは、本件決議が株主平等原則に違反することの根拠として、Xの排除を目的としていると主張するのみであって、これ以上の事情を何ら主張しない。

したがって、株主平等原則違反により本件決議が無効となるとのXの主張は、採用することができない。」

2. 争点（2）：本件決議の取消事由の有無について

（1）特別利害関係人該当性

「Xは、本件決議は特別利害関係人の議決権行使により『著しく不当な決議』がされたものであって（会社法831条1項3号）、取消事由がある旨主張する。

この点、本件決議による本件株式併合の結果、Xは株主としての地位を失い、これによりX以外の株主は会社に対する支配権を強化することになるのであるから、X以外の株主が本件決議についての特別利害関係人に該当するとみる余地もないわけではない。」

(2) 本件株式併合の目的と「著しく不当な決議」

「Xは、本件株式併合は正当な事業目的がなく、単にY社代表者であるAの個人的感情に基づいて、Xだけを締め出す目的で行われたものであるから、本件決議は『著しく不当な決議』に該当すると主張する。」

「しかし、Y社は、①Y社においては、所有するビルの老朽化や、周辺の再開発計画の進行、代表者であるAの高齢化など、会社経営の転換期を迎えており、Y社の意思決定を円滑かつ迅速に進めることが急務であった、②しかるに、X及びその母のDは、これまでY社やその経営陣との間で紛争を繰り返しており、今後もY社の円滑な意思決定を妨げるおそれがあった、③そこで、Y社としては、様々な選択肢に対する迅速な対応と将来における安定的な会社経営を図るため、会社と敵対的な関係にあるXを株主から排除し、安定株主による会社支配権の確立を目的として、本件株式併合を行うこととしたと主張している（Y社代表者……も同旨）。

そして、確かに、Y社はその所有するビル2棟によってビル賃貸業を営んでいる会社であるところ、上記ビルはいずれも建築から既に長期間を経過していたのであって……、その老朽化のため、大規模な改築ないし建替えを要する時期にあった。また、上記ビルはいずれも<略>駅周辺に位置しているが（〔証拠略〕）、<略>駅周辺では現在も再開発計画が進行しているところである（公知の事実）。そして、Y社代表者のAは、本件決議の時点で70歳になろうとしていたのであって（〔証拠略〕）、Y社の主張するとおり、Y社は本件決議時点において会社経営の転換期を迎えていたものといえることができる。

他方で、Xの母のDと、Y社代表者のA及びその妻のEとは、これまでY社の株式の相続や株主権の行使をめぐる争いが度々生じていたところであり、その際、Xも株式の売渡しや会計帳簿等の閲覧をDとともに請求していたものである（……なお、Xは、売渡請求当時は15歳であって、母であるDが法定代理人として行った旨の主張をするが、売渡請求の通知書〔証拠略〕の成立自体を否認するものではない。）。そうすると、Y社において、Xが将来、Y社の円滑な意思決定を妨げ、もってY社の安定的な会社経営を阻害するのではないかと考えたというAの供述（Y社代表者……）も、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、本件株式併合は、会社経営の転換期を迎えたY社において、その意思決定を円滑かつ迅速に進めるため、Xを株主から排除し、安定株主による会社支配権を確立することを目的として行われたものと認めるのが相当であって、これ自体、正当な事業目的ではないとまではいえない。」

「以上によれば、本件株式併合は正当な事業目的がなく、単にY社代表者であるAの個人的感情に基づいて行われたということではできない。」

したがって、この点において本件決議が『著しく不当な決議』に該当するとのXの主張は、採用することができない。」

(3) Xへの交付予定額と「著しく不当な決議」

「Xは、本件株式併合により株式の買取りと引換えにXに交付される予定の金員……は著しく低廉であって、この点からも、本件決議は『著しく不当な決議』に該当すると主張する。」

「しかし、そもそも株式の併合についての株主総会決議（会社法180条2項）においては、全部取得条項付種類株式の取得についての株主総会決議（同法171条1項）とは異なり、株式の併合により株式の数に1株未満の端数が生じる場合の売却額（会社法235条2項、234条2項）や買取りと引換えに交付される金員の額（同法235条2項、234条4項1号）などは決議事項とは

されていない。

すなわち、株式の併合の場合、①株式の併合により生じる1株未満の端数については、市場価格のある株式については法務省令の定める方法により算定される額をもって、市場価格のない株式については裁判所の許可を得て、これを売却することができることとされ（同法235条2項、234条2項）、②会社がこれを買取るに当たっては、その買取りと引換えに交付される金員の総額を取締役会の決議によって定めるとされており（同235条2項、234条4項）、さらに、③株式の併合に反対する反対株主の側においても、会社に対して株式買取請求権を行使することができ（同法182条の4）、その際、株式の価格について会社と協議を行い（同法182条の5第1項）、協議が整わないときは裁判所に対して価格決定の申立てをすることができることとされている（同条2項）。このように、株式の併合の場合においては、株主総会決議とは別途の手続によって株式の価格を定めるものとされているところである。

そして、本件においても、本件決議の際に、株式の買取りと引換えにXに交付される金員の額についてまであえて決議したような事実はなく（〔証拠略〕）、本件決議の後に、札幌地方裁判所が売却額を定めて売却を許可し……、これを踏まえてXに交付される金員の額が定められたものであって、後に定められた金員の額の多寡によって本件決議が遡及的に「著しく不当な決議」となるというわけでもない。結局のところ、Xの主張は、実質的には札幌地方裁判所の上記許可決定に対する不服をいうものにすぎず、採用することができない。」

Ⅲ. 研究

1. 本判決の意義

株式併合の方法による少数株主の締出しについて、その効力を争うための

特別の訴えは存在せず、そのため株式併合にかかる株主総会の決議（会社法180条2項）の効力を争うことになる。本件は、株式併合にかかる株主総会決議について、取消事由や無効事由が認められるか否かが問題となった事案である⁽¹⁾。すなわち、当該株式併合により1株未満の端数となったY社の少数株主X（1500株保有）が、Y社の臨時株主総会において株式1569株を1株に併合する旨の決議がされたことにつき、(1)主位的には、当該決議の内容が法令に違反すると主張して、当該決議の無効確認（会社法830条2項）を求め、(2)予備的には、特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたと主張して、当該決議の取消し（同法831条1項3号）を求めている。

具体的には、まずXは、当該決議内容の法令違反として、①事前開示手続の不履行および端数処理の不設定および②株主平等原則違反を主張したのに対して、本判決は次の通り判示する。すなわち、①の事前開示手続等の不履行や端数処理の不設定については、そもそも決議内容の法令違反に該当するものではなく、その主張自体が失当であるとする。②についても、少数株主の持株数が1株に満たなくなり、株主としての地位を失うことは会社法が予定しているものというべきであり、株式併合が少数株主の締め出しを目的としているからといって、直ちに同法の趣旨に反することはできず、また、全株式に一律に一定割合で併合の対象とするものであり効果は全株主に生ずるものであり、したがって、本件決議に無効事由があるとはいえないとする。

他方、Xは、取消事由として、①本件決議は、特別利害関係人によってなされたものであり、②本件株式併合は正当な事業目的がなく、個人的な感情に基づいてXだけを締め出す目的で行われたものであること、または③本件株式併合後に定められた株式の買取りと引換えにXに交付される予定の

(1) 本判決の評釈等として、田澤元章「本件判批」法教496号127頁（2021年）、松井智予「本件判批」ジュリ1570号（令和3年度重判）87頁（2022年）、山田純子「本件判批」私法判例リマークス65号（2022年）77頁以下、黒沼悦郎「本件判批」ジュリ1575号135頁以下（2022年）がある。

金員が著しく低廉であるとして、「著しく不当な決議」に該当すると主張したのに対して、本判決は、次の通り判示する。すなわち、①については、特別利害関係人に該当すると見る余地もないわけではないとしつつ、②については、「本件株式併合は、会社経営の転換期を迎えたY社において、その意思決定を円滑かつ迅速に進めるため、Xを株主から排除し、安定株主による会社支配権を確立することを目的として行われたものと認めるのが相当であって、これ自体、正当な事業目的ではないとまではいえ」ず、Xの主張は採用することができないとする。また、③についても、①を前提としつつ、株式の併合の端数が生じる場合の売却額や交付される金員の額は、株主総会の決議事項とされておらず、別途の手続によって株式の価格を定めるものであるから、株式併合後に交付される予定の金額の多寡によって、本件決議が「著しく不当な決議」となるものではないとする⁽²⁾。

平成26年改正前においては、少数株主をキャッシュ・アウトするための手法として、全部取得条項付種類株式が利用されてきたが、同改正後は、株式の併合を利用することが実務上は定着しているという。株式併合については、1株未満の端数になる部分について既存の制度では適切な対価が交付されない問題が指摘されてきたが、平成26年会社法改正により株主保護の手続が整備された⁽³⁾。しかし、これにより株式併合による少数株主の締め出し

(2) 本件では、原告は、特別利害関係人が議決権を行使した結果、著しく不当な決議がされたときを根拠に決議の効力を争っているが、事案としては、むしろ招集手続または決議方法の法令・定款違反または著しく不公正を根拠に決議の効力を争うこともできたのではなかろうか。特に非公開会社内部の紛争を解決する目的で締出しが行われる場合には、招集手続に瑕疵があることや手続が著しく不公正なことが少なくないと考えられるためである。

(3) 平成26年改正前においては、少数株主への救済が十分ではないことから、少数派の株式を端数にして会社経営から追い出す目的による株式併合決議は、資本多数決の濫用等の問題が生ずると考えられてきた（江頭憲治郎『株式会社法〔第4版〕』（有斐閣、20年）128頁注（6）、270頁注（2）を参照）。多数派の賛成により特別決議が成立した場合には、特別利害関係人の議決権行使により著しく不当な決議が成立したものと見て、決議取消請求（会社法831条1項3号）も可能であると解されている。

が増加していることが指摘されている⁽⁴⁾。

本件は、非上場会社の事例であるが、少数株主の締出し（キャッシュ・アウト）を行うための手法として、株式併合が用いられていることが特徴的である。本判決における X の主張は棄却されたが、平成 26 年改正後の株式併合にかかる株主総会決議の無効事由や取消事由についての判断を示した点で意義を有する。

なお、本件においても、締め出された株主が決議取消訴訟の原告適格を有するか否かも問題となりうるが⁽⁵⁾、平成 26 年改正により、株主総会決議の取消しにより株主となる者が当該決議取消しの訴えを提起することができることを明文で認めたことから（831 条 1 項）、この点は特に問題とならない⁽⁶⁾。そこで、本研究では、本件株式併合にかかる決議取消事由および無効事由の有無を中心に検討する⁽⁷⁾。

2. 決議内容の法令違反の有無

(1) 株主総会決議の無効確認の訴え

株主総会等の決議の内容が法令に違反する場合には、当該決議は当然に無効であり誰から誰に対しても、何時いかなる方法によっても無効を主張する

(4) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 8 版〕』（有斐閣、2021 年）287 頁、田中亘『会社法〔第 3 版〕』（東京大学出版会、2021 年）638 頁、神田秀樹『会社法〔第 24 版〕』（弘文堂、2022 年）128 頁注（1）、藤田友敬＝澤口実＝三瓶裕喜＝田中亘＝長谷川顕史＝松井智予「新・改正会社法セミナー〔No.15〕」ジュリ 1572 号（2022 年）76 頁〔藤田友敬発言〕参照。

(5) 東京高判平成 22・7・7 判時 2095 号 128 頁は、平成 26 年改正で明文化される以前の裁判例であるが、対象となる株主総会決議で株主総会の資格を奪われたものも原告適格を有するとされた。

(6) 坂本三郎編著『一問一答・平成 26 年改正会社法〔第 2 版〕』（商事法務、2015 年）310 頁参照。本件の場合も、株主総会の決議が取り消されれば、株式併合が無効となるため、X は依然として株主ということになるから、原告適格を有することとなる。

(7) 本判決は、Y 社が非上場会社であることは明らかであるが、公開会社か否かは明示していない。しかし、令和 2 年 3 月 6 日に開催した株主総会の招集通知が、同年 2 月 27 日に送付されている事実が認定されていることからすれば、Y 社は非公開会社であると推測できる（299 条 1 項）。

ことができる。決議無効の訴えについては、提訴権者に制限はなく、確認の利益が認められる限り、株主等でない第三者も訴えを提起することができる⁽⁸⁾、提訴期間についても制限はない。もっとも、株主総会の決議は多数の者の利害に関わるため、集団的法律関係の画一的確定の要請から、会社法は、株主総会決議の無効確認の訴えを設け、これにより原告勝訴の判決を得ることができれば、その判決は第三者に対しても効果が及ぶものとする（830条2項、829条、834条16号）⁽⁹⁾。

本判決において、Xは、無効事由（決議内容の法令違反）に関して、①事前開示手続の不履行および端数処理の不設定および②株主平等原則違反を主張している。以下では、それぞれの主張について事案に即して検討する。

(2) 株式併合の事前開示手続の不履行

株式の併合をするには、①併合の割合（会社法180条2項1号）、②株式の併合の効力発生日（同項2号）、③効力発生日における発行可能株式総数（同項4号）、④併合の割合についての相当性に関する事項（会社法施行規則33条の9第1号柱書き）等を記載した事前開示書面を本店に備え置かなければならない（会社法182条の2第1項）。これにより、株主は当該会社に対して、上記書面の閲覧を請求することができることとなっている（同条2項）。

このことを前提にXは、本件決議後の令和2年3月9日に、Y社に対して、併合割合についての相当性に関する事項につき質問し、資料の提出を求めたが、具体的な説明もせず、資料の公表もしなかったことが、会社法182条の2第1項・第2項に違反すると主張する。

これに対して、本判決は、「事前開示書面の備置きや閲覧請求に係る違法にすぎないのであって、本件決議の内容自体の法令違反（同法830条2項）をいうものではない。しかも、このうち閲覧請求を拒否されたとの主張につ

(8) 東京地判平成23・5・26判タ1368号238頁。

(9) 江頭・前掲注(4)387頁、田中・前掲注(4)206頁、岩原紳作編『会社法コンメンタール(19)』（商事法務、2021年）241頁〔松井秀征執筆〕参照。

いては、本件決議より後の出来事であって、仮にこのような違法があったとしても、本件決議の内容自体が遡って法令に違反するということにはならない。」とする。

ところで、数個の株式を合わせて、それより少数の株式とする株式併合は、各株主の所有株式数を一律・按比例的に減少させ、会社財産・資本金額には変動を生じさせない⁽¹⁰⁾。ただし、併合割合の分母の数を大きくすることにより、1株未満の端数にする形で少数株主のキャッシュ・アウトの手段として用いることができる⁽¹¹⁾。この場合、端数となる株式の株主の利益保護の観点から、株式の併合について、株主総会前の事前開示手続（182条の2）と株式併合の効力発生後の事後開示（182条の6）を設けて、情報開示の充実を図っている⁽¹²⁾。

このうち、事前開示事項については、全部取得条項付種類株式の取得の場合と同様に、株式交換における完全子会社の事前開示事項（会社法施行規則184条）を参考にして、株式併合の割合および株式併合をする株式の種類（180条2項1号2号）についての定め相当性に関する事項を開示するものとしており、その例示として、1株に満たない端数の処理（235条）をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額および当該額の相当性に関する事項を規定している（会社法施行規則33条の9第1号）。

(10) 江頭・前掲注（4）287頁、田中・前掲注（4）131頁参照。平成13年の改正前は、①資本金の額の減少の場合、②合併・会社分割・株式交換・株式移転の場合のほか、③最終の対象対照表上の一株当たりの純資産額が5万円未満である会社がその額を5万円以上とする場合に限り株式の併合が可能であるとされていた（平成13年改正前商法214条1項。江頭・前掲注（4）287頁の注（1）を参照）。それに対して、平成13年の改正後は、出資単位に関して会社の自治を尊重する観点から株式併合が許容される事由についての規制を撤廃し、一定の手続を踏めば事由のいかんを問わず、株式の併合が可能となったとされる（江頭・前掲注（4）287頁、神田・前掲注（4）127頁参照）。

(11) 江頭・前掲注（4）287頁参照。

(12) 江頭・前掲注（4）289頁、坂本編著・前掲注（6）303頁参照。

ここで、Xが令和2年3月9日付けで作成したY社宛での「閲覧申請書」には、閲覧を求める資料として「最新の定款」、「株主名簿」、「臨時株主総会の議事録」としか記載されておらず、XがY社に対して開示を求めた資料は、会社法182条の2第1項の定める事前開示書面ではなかったものであり、他にXが事前開示書面の閲覧を請求したことを裏付けるに足りる証拠もないことから、Y社が事前開示書面の閲覧請求を拒否したとのXの主張は、そもそもその前提を欠き、法の定める事前開示書面の閲覧を請求したというものではないとされている。また、Y社が、本件決議に先立ち、令和2年2月20日付の「株式の併合に関する事前開示事項」と題する書面は、適法な事前開示書面であったものというべきであるとしている。以上のことから、Xの主張は、失当であることは明らかである。

(3) 端数の処理の不設定

Xは、Y社が端数処理を行っておらず、株主に金銭交付する手続を何ら採っておらず、会社法235条1項2項、234条2項ないし5項違反があるとする。

本判決は、「これらは株式の併合後の端数処理に係る違法にすぎないのであって、本件決議の決議内容自体の法令違反（同法830条2項）をいうものではない。念のために検討しても、株式の併合に係る株主総会決議が適法にされ、併合の効力が発生した以上は、その後に会社が株式の端数処理を怠ったからといって、当該決議の内容自体が遡って法令に違反していたことになるというわけではない。」とする。

株式の併合により、1株に満たない端数が生じるときは、その計算上の帰属者である株主に端数に代えて金銭を交付しなければならない。このような端数については、端数の株式を有していても株式の内容をなす権利が認められているわけではない⁽¹³⁾。しかし、株式併合により1株未満の端数となる者

(13) 神田秀樹編『会社法コメンタール(5)』（商事法務、2013年）349頁〔山本為三郎執筆〕参照。

は、端数を切り捨てることにより、不当な不利益を与えることとなるため、端数については、金銭処理をすることになる⁽¹⁴⁾。この場合の手続としては、①その端数の合計数に相当する株式を競売し、その競売代金を株主に対して交付する（235条1項）。このとき、②市場価格ある株式は、市場価格で売却または買取り、また市場価格のない株式であっても、裁判所の許可を得て競売以外の方法で売却または買取り、代金を分配することができる（235条2項、234条2項ないし5項）。

もっとも、この手続は、条文に明示されているように、「株式の併合をすることにより」端数が生じた場合の手続であり、株式の併合の効力が発生した後のことであるため、株主総会の決議内容とは無関係である。したがって、株式併合後の端数処理の違法は、決議内容自体の法令違反ではないと考えられる。

(4) 株主平等原則違反

株主平等の原則とは、会社は、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱わなければならないとする原則である（会社法109条1項）。これは、形式的には、同一内容（種類）の株式相互間においては、株主はその権利等に関して持株数に応じて比例的・平等的に取り扱わなければならないとするものであり⁽¹⁵⁾、この原則に反する定款・株主総会・取締役会の決議、取締役の業務執行等は無効となるとされる⁽¹⁶⁾。

そうすると、株主平等原則を問題とする場合、本件におけるすべての株主間の平等が問われることとなる。しかし、株式併合については、内容が同じである全株式につき、一律に一定の割合で平等取扱いをするものであるため、株主平等原則に違反しないとする⁽¹⁷⁾。

(14) 神田編・前掲注(13) 350頁〔山本執筆〕参照。

(15) 江頭・前掲注(4) 133頁参照。

(16) 江頭・前掲注(4) 134頁、最判昭和45・11・24民集24巻12号963頁。

(17) 東京地判平成22・9・6金判1352号43頁。

また、会社法上の手続としても、①事前開示（182の2）、②事後開示（182の6）、③差止請求（182の3）、④株式買取請求によって少数株主の保護が図られ、衡平性を担保されており、一律に一定割合で併合の対象とするものであるため、その効果は全株式に生ずる。

本判決は、本件決議が株主平等原則に違反することの根拠として、Xの排除を目的としていると主張するのみであり、これ以上の事情を主張していないことから、Xの請求を棄却している。

これに対して、株主平等原則の意義を、単に形式的なものにとどまらず、支配株主による資本多数決の濫用や多数派株主の専横などによる差別的な取扱いから一般株主を保護することにあるとする見解がみられる⁽¹⁸⁾。たとえば、株式併合の割合が極めて大きく一部の株主を除いて、大部分の株主が株主としての地位を失うような併合は株主平等原則違反となる余地があるという⁽¹⁹⁾。この見解によれば、株式併合にかかる株主総会決議が株主平等原則違反となるという見方もあり得なくはない⁽²⁰⁾。

しかし、本判決は、締出しの目的があるというだけでは、株式の併合を定めた会社法の趣旨に反するとはいえず、株主平等原則違反とはならないとする。株式併合は、それによって少数株主の持株数が1株に満たなくなり、株主としての地位を失うことは、会社法も予定していることがその理由としてあげられる。もっとも、本判決は、一定の濫用的な株式の併合にかかる株主総会の決議が株主平等原則違反となり得ることを想定しつつ、単に特定の少数株主の締出しを目的とするだけでは株主平等原則違反とはならないとするにとどまる。少数株主の締出しを目的とした株式の併合であっても、直ちに会社法の趣旨に反するわけではないことを前提に、株主平等原則違反により本件決議が無効になるとのXの主張を認めなかった。ただし、株主平等原

(18) 鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法〔第3版〕』（有斐閣、1984年）106頁参照。

(19) 山下友信編『会社法コンメンタール（3）』（商事法務、2013年）155頁〔上村達男執筆〕参照。

(20) 江頭・前掲注（4）133 - 134頁、山下編・前掲注（19）156頁〔上村達男執筆〕参照。

則違反に違反しないとしても実質的に株主間の平等が確保されない場合には、決議の不当性の問題として考慮すべきである⁽²¹⁾。

3. 特別利害関係人の議決権行使による不当な決議への該当性

株主総会決議の取消しの訴えの定める取消事由（831条1項3号）は、①特別利害関係人として議決権を行使したことにより②著しく不当な決議がなされたときとを要件としている。取締役会決議においては、特別利害関係にある取締役は議決権を行使できない（369条2項）のとは異なり、株主総会では、特別利害関係人である株主は議決権を行使できる。その理由は、議決権を含む株主の権利は、株主の利益を守るためのものであるから、利害関係があるからといって直ちに権利の行使を禁じるわけにはいかないためであり、それによって著しく不当な決議がなされた場合には、決議を取消することができるものとして、会社ひいては株主の利益を保護しているとされる⁽²²⁾。

本判決は、①の特別利害関係人の該当性については、それに該当すると解する余地があるとするが、②の要件に該当しないことを理由に本件株式併合の承認決議についての取消請求を認めていない。

特別利害関係人とは、決議の結果について他の株主とは共通しない利害関係を有する者である⁽²³⁾。特別利害関係を有する株主が議決権を行使し、他人のみが利益を得て、他の株主が損害を被る内容の決議が成立する例は、資本多数決の濫用の典型例であり、そうした行為を規制するために、昭和56年改正以前は、特別利害関係を有する株主は、議決権を行使できない旨が規定であった⁽²⁴⁾。しかし、特別利害関係人による議決権行使を一律に排除することにより、正当な内容の決議も成立しない可能性が生ずることから、その制

(21) 田澤・前掲注(1) 127頁、松井・前掲注(1) 87頁参照。

(22) 田中・前掲注(4) 202頁参照。

(23) 江頭・前掲注(4) 380頁、田中・前掲注(4) 202頁、岩原編・前掲注(9) 268頁〔岩原紳作執筆〕参照。

(24) 江頭・前掲注(3) 380頁注(1) 参照。

度の適用範囲をできる限り狭く限定的にする解釈がとられてきた⁽²⁵⁾。現行法は、原則として特別利害関係人の議決権行使を許容し、裁判所が決議内容を不当と判断した場合に、決議を取り消すことができる制度になっているため、特別利害関係人の範囲を狭く解する必要はない⁽²⁶⁾。

本件においても、Y社の株主6名のうち、X以外の株主は、本件株式併合の承認決議の結果、Y社に株主として留まるが、締出しによりXのみが株主としての地位を失うことから、Xとは共通しない利害を有する者であるとして、特別の利害関係を有する株主に当たると考えられる。本判決も、特別利害関係人に該当すると解する余地があるとしていることから、次にその者の議決権行使により不当な決議となったかどうかが問題となる。

この点に関するこれまでの裁判例としては、全部取得条項付種類株式の取得決議が著しく不当な決議かどうか争われた事案であるが、【1】東京地判平成22・9・6金判1352号43頁⁽²⁷⁾および【2】東京地判平成26・4・30（文献番号：2014WLJPCA04308001）がある⁽²⁸⁾。

(25) 昭和56年商法改正以前においては、特別利害関係人の範囲を狭く解し、その該当性については否定する解釈がとられてきた。たとえば、最判昭和42・3・14民集21巻2号378頁は、株主総会における取締役解任決議（339条1項）については、当該取締役（株主でもある）の議決権行使は、株主の経営参加権の行使にすぎず、特別利害関係を有するものには当たらないとする。また、代表取締役の解職は、取締役間の利害対立事項ではあっても会社・取締役間の利害対立事項ではないとの理由で判例（最判昭和44・3・28民集23巻3号645頁）に反対し、特別利害関係人には、当たらないとする見解もみられる（龍田節＝前田雅弘『会社法大要〔第3版〕』（有斐閣、2022年）128－129頁）。会社と明白に利害が対立する状況にはなくとも、解職の事例のように個人の利害がからむ事項は取締役を特別利害関係として扱う判例の立場も相当の理由はあるが、閉鎖型タイプの会社の場合には、代表取締役の解職は、取締役会の監督権限行使というよりも、業務執行をめぐる二派の争いそのものである例が多く、同人の議決権を排除すべき理由はないと解すべきである（江頭・前掲注（4）436頁注（15）参照）。

(26) 江頭・前掲注（4）380頁注（1）、神田・前掲注（4）218頁注（2）参照。

(27) 同事件の評釈等として、弥永真生・ジュリ1410号（2010年）37頁、鳥山恭一・法セミ673号（2011年）117頁、福島洋尚・金判1359号（2011年）19－20頁、秋坂朝則・法論84巻1号（2011年）366頁、前田修志・ジュリ1438号（2012年）104頁、久保田安彦・商事2032号（2014年）110頁など。

(28) 本判決の直前の事例として、【3】東京地判令和3・1・13金判1614号36頁がある。

まず、【1】は、Y社から第三者割当増資により株式を引き受け、Y社の筆頭株主となったA社が、その後保有する株式の全部をその子会社であるB社に移転したが、Y社では、A社主導のもと、A社が経営実権を有するC社との提携強化をする方針がとられるようになり、その方針をめぐる、Y社経営陣とXら一部の株主との間に対立が生じるようになった。そこで、Y社が全部取得条項付種類株式を用いてB社以外の株主を締め出し、B社の完全子会社になることを企図したところ、Xが本件の全部取得条項付種類株式の取得決議が著しく不当な決議に該当するとして争ったものである。これに対して、【1】は、「全部取得条項付種類株式制度を規定した会社法108条1項7号、2項7号、171条ないし173条が、多数決により公正な対価をもって株主資格を失わせることを予定していることに照らせば、単に会社側に少数株主を排除する目的があるというだけでは足りず、同要件を満たすためには、少なくとも、少数株主に交付される予定の金員が、対象会社の株式の公正な価格に比して著しく低廉であることを必要とすると解すべきである。」とする。

次に、【2】は、Y社がその定時株主総会において、①残余財産の分配についての優先株式であるA種類株式を発行することができる旨定款を変更する旨の議案、②Y社の普通株式を全部取得条項付種類株式とし、その取

上場会社であったY社が非公開化のために株式併合を実施したが、一部の株主が直前に株式を買い増し、残存したことから、再び株式併合を実施して残存株主を締め出したのに対して、本件株式併合のための株主総会の決議は特別利害関係を有する者による議決権行使により、不当な決議がなされたとして、決議取消しを求めた事案である。同判決は、「本件各決議において、本件株主らが特別利害関係人として議決権を行使したことにより、被告純資産に満たない端数処理交付見込額での本件株式併合の承認決議が行われ、原告にとって『著しく不当な決議』（会社法831条1項3号）がされたから、かかる事実が決議取消事由に当たる旨を主張する。……しかし、本件株式併合の端数処理交付見込額が著しく不公正とはいえない……から、本件株式併合の承認決議は、『著しく不当な決議』（会社法831条1項3号）とは認められない。」とした。

同事件の評釈等として、弥永真生・ジュリ1560号（2021年）2頁、受川環大・金判1622号（2021年）、得津晶・法教491号（2021年）155頁、林孝宗・新判例解説Watch29号（2021年）161頁、尾形祥・私法リマックス64号（2022年）78頁がある。

得対価として全部取得条項付種類株式1株につきA種種類株式を950万分の1株の割合をもって交付する旨定款を変更し、この変更の効力発生日を同年7月1日とする旨の議案および③Y社は、取得日を同日と定めて、上記の取得対価によりその全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨の議案をそれぞれ可決する旨の決議がされ、あわせて、同年6月28日開催されたY社普通株式の株主による種類株主総会において、上記②と同じ内容の議案を可決する旨の決議がされたが、本件決議について、特別利害関係を有するa社(Y社の第三者割当増資により株式を引き受けY社筆頭株主となったもの)が議決権行使をしたことにより著しく不当な決議がなされたとして、各決議の取消しを求めたものである。【2】は、「会社法は、株式会社が普通株式を全部取得条項付種類株式とする旨の定款変更をし、その全部取得条項付種類株式を取得することにつき、株主総会の特別決議を要するものとし(同法309条2項3号、11号等)、全部取得条項付種類株式の取得に反対した株主には取得価格決定の申立てをすることを可能としている(同法172条)一方、『正当な理由』等の存在を要件とする旨の規定を設けていないことからすると、これらにつき『正当な理由』を要するものと解することはできず、仮に、株式会社が少数株主を排除する目的があったとしても、そのことを理由に直ちに当該定款変更や全部取得条項付種類株式の取得の株主総会決議が著しく不当な決議であるということとはできない。」とする。

このように、上記の下級審裁判例は、全部取得条項付種類株式の取得決議に関する事例ではあるが、単に少数株主を排除する目的でなされたということだけでは著しく不当な決議にはならないとする傾向にある⁽²⁹⁾。ただし、閉鎖型タイプの会社の内紛に起因する少数株主の締出しについては「目的の不当性」から著しく不当な決議にならないかを裁判所は慎重に判断すべきであるとされる⁽³⁰⁾。特に閉鎖型タイプの会社の場合には、株主総会決議を特別利

(29) 岩原編・前掲注(9)265頁〔岩原紳作執筆〕参照。

(30) 江頭・前掲注(4)163頁の注(36)参照。

害関係株主の議決権行使によって成立したものでないよう外形を取り繕うことも不可能ではないため、裁判所が行為の目的の不当性にまで踏み込む必要があるためである⁽³¹⁾。また、閉鎖型タイプの会社の場合には、対価の公正さの問題に加えて、大株主・経営陣と少数派株主との関係、少数派株主の権利行使の状況、少数派株主の締出しがなされるに至った経緯を考慮して、少数派株主を締め出す株主総会決議を「著しく不当な総会決議」として取り消す余地があるとする見解もある⁽³²⁾。いずれの見解も非上場会社における少数株主の締出しを念頭に置いたうえで、目的の不当性の判断要素を具体的に示したものである⁽³³⁾。これによれば、不当な決議であることを争う側で、不当な目的を証明することになる。

本判決は、「本件株式併合は、会社経営の転換期を迎えたY社において、その意思決定を円滑かつ迅速に進めるため、Xを株主から排除し、安定株主による会社支配権を確立することを目的として行われたものと認めるのが相当であって、これ自体、正当な事業目的ではないとまではいえない」とする。少なくとも、少数株主を締め出す目的でなされたというだけで著しく不当であるとはいえず、本判決もそのような理解を前提にして、正当な事業目的の有無を検討している。その上で、本判決は、会社の意思決定を円滑かつ迅速にし、安定株主による会社支配を確立するという目的のため、会社と敵対的な関係にある株主（X）を排除する株式併合にかかる承認決議に不当性を認めなかったものであり、この点も妥当である⁽³⁴⁾。

(31) 江頭・前掲注(4) 163頁の注(36) 参照。

(32) 鳥山・前掲注(27) 117頁参照。

(33) 江頭・前掲注(4) 163頁の注(36) の見解が念頭においた閉鎖型タイプの会社とは、同書52頁によれば「中小企業など閉鎖型のタイプの株式会社が抱える会社法上の問題は、上場会社のそれとはまったく異なる」との記述がみられ、おそらく上場会社の対比で用いられていることから非上場会社の意味で閉鎖型タイプの会社としているものと考えられる。

(34) なお、本判決の事実関係の下では、創業者の配偶者であるCによるE（二女）およびA（Y社の代表取締役）への相続および遺贈について、その長女であるDは納得せず、遺産分割調停を申し立てていること、DおよびX（Dの子）は、株式の売渡請

株式併合による生ずる1株未満の端数については、市場価額ある株式については法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価額のない株式については裁判所の許可を得て、これを売却することができ（会社法235条2項・234条2項）、締め出される株主はその対価を受け取ることができる。しかし、本判決は、「本件においても、本件決議の際に、株式の買取りと引換えにXに交付される金員の額についてまであえて決議したような事実はなく（〔証拠略〕）、本件決議の後に、札幌地方裁判所が売却額を定めて売却を許可し……、これを踏まえてXに交付される金員の額が定められたものであって、後に定められた金員の額の多寡によって本件決議が遡及的に『著しく不当な決議』となるというわけでもない。」とする。全部取得条項付種類株式の場合には、株主総会の特別決議による取得決議に際して、対価を定めなければならないとされているが（171条1項1号）、株式併合の場合には、株主総会とは別の手続によって、株式併合の効力発生後に株式の価格を定めるものとされている。そのため、後に定められた株式価額の金額の多寡によって、株主総会が遡って不当な決議となるわけではない。したがって、この点についても本判決は、妥当である。

以上から、本判決の結論に賛成である。

求および株式の譲渡承認請求等をめぐりY社経営陣とD・XおよびG（Dの配偶者）との間で対立していること、創業者BによるEおよびAへの相続および遺贈についてもDは納得せず、遺留分減殺請求訴訟を提起していることから、大株主・経営者側と締め出される少数株主との間で紛争が激化していたことがうかがえる。このような事情から、本判決は、「Xを株主から排除し、安定株主による会社支配権を確立することを目的として行われたものと認めるのが相当であって、これ自体、正当な事業目的ではないとまではいえない」としており、Xを排除する株式併合それ自体が正当な目的であるかのように判示しているようにも思われる。